

●東京都告示第千四百二十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千六百十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年九月二十四日

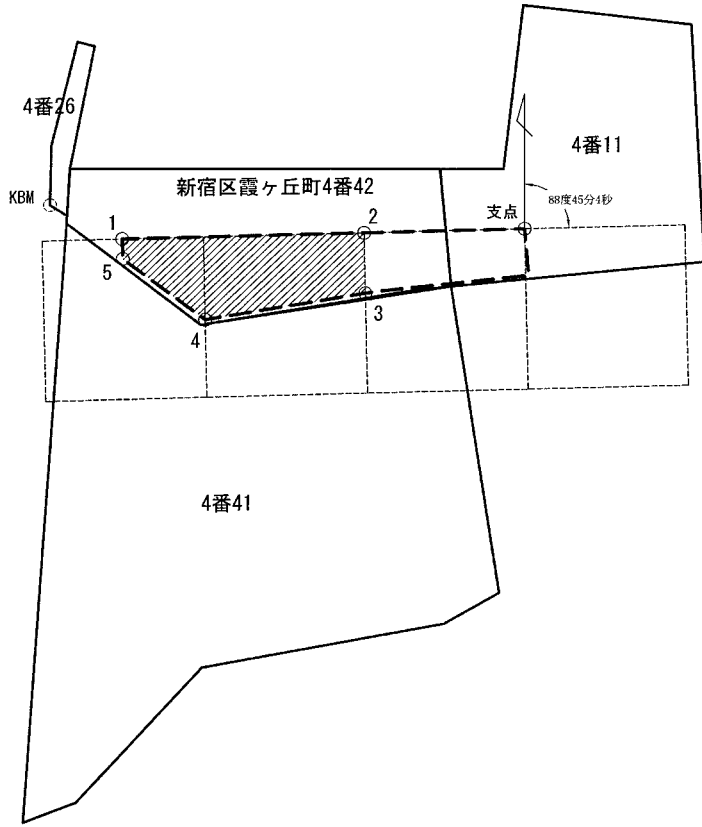
東京都知事 舛添 要一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(新宿区霞ヶ丘町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査対象地
- ▨ : 指定を解除する区域

【支点】

支点は、調査対象地の最北端とする。
支点及び境界点（1～5）の座標は、地番4番26の筆境界の地点KBMを（0,0）として、世界測地系座標計算に従い設定した値である。

	X座標	Y座標
支点	-1.352	29.695
1	-1.898	4.656
2	-1.570	19.708
3	-5.332	19.790
4	-6.944	9.825
5	-3.137	4.686
KBM	0.000	0.000

【格子の回転角度（88度45分4秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百二十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により、発起人から特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込みについて同意成立の届出があり、当該同意は法第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項に規定する要件に適合すると認められるので告示する。

平成二十七年九月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

加入区名 発起人氏名 住 所 同意成立年月日

小笠原島 小林 幸宗 小笠原村父島字宮之 平成二十七年七月八日

加入区 関 伴夫 同 所字清瀬

●東京都告示第千四百二十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十七年九月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

一路線名 都道武蔵野狛江線





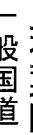
二 指定する区間 調布市若葉町二丁目四番二十八地先から同市若葉町三丁目二十六番七地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

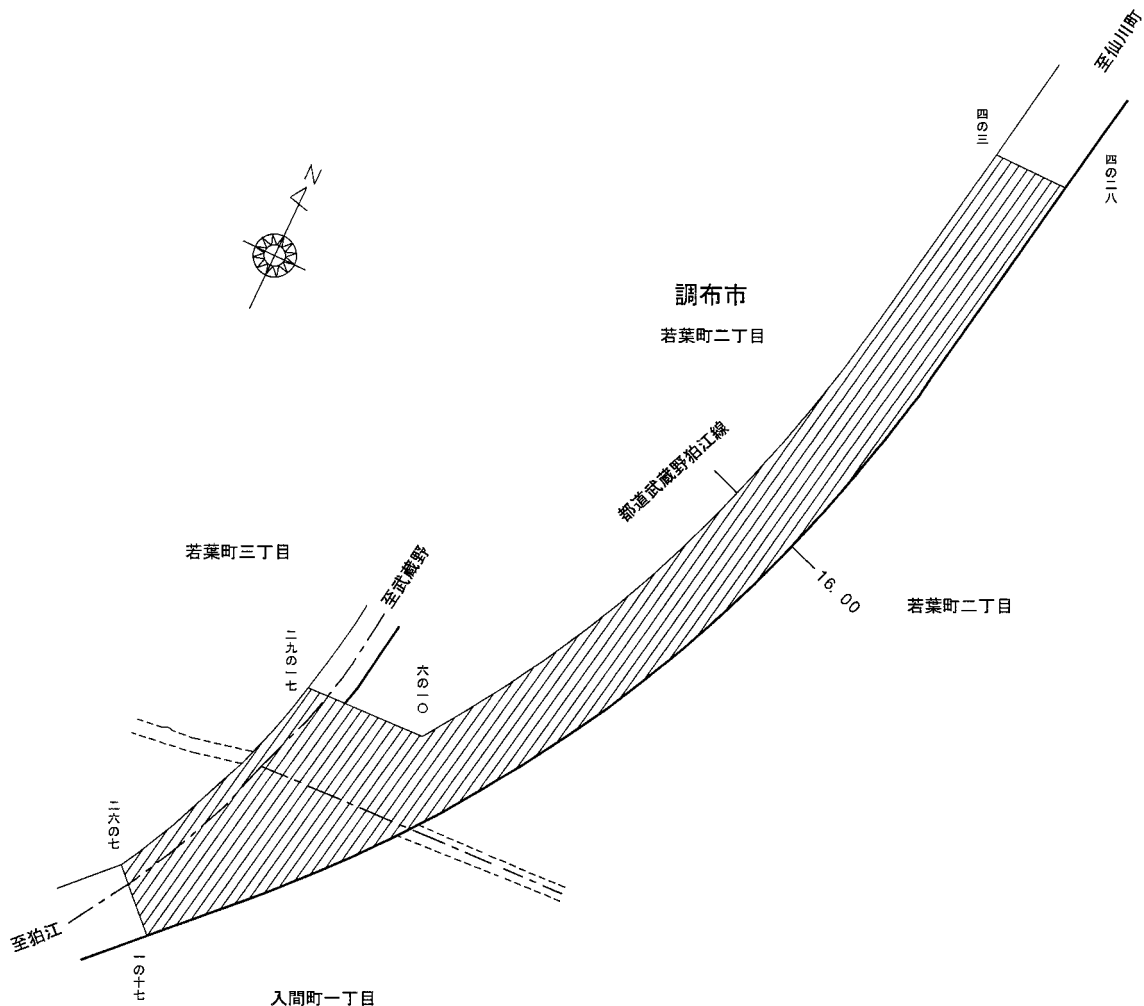
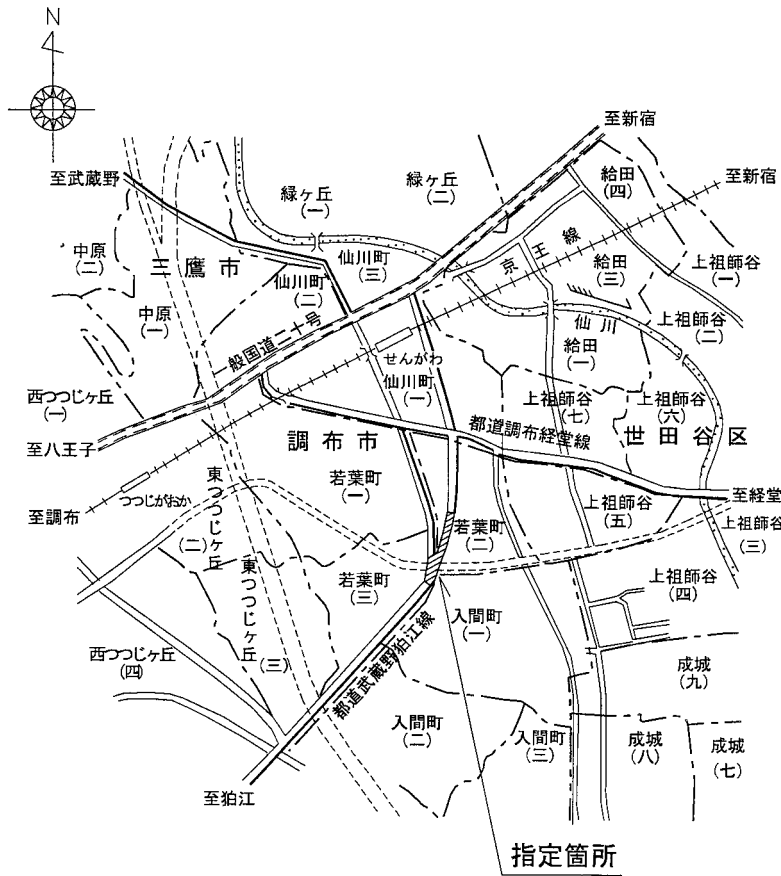
別図

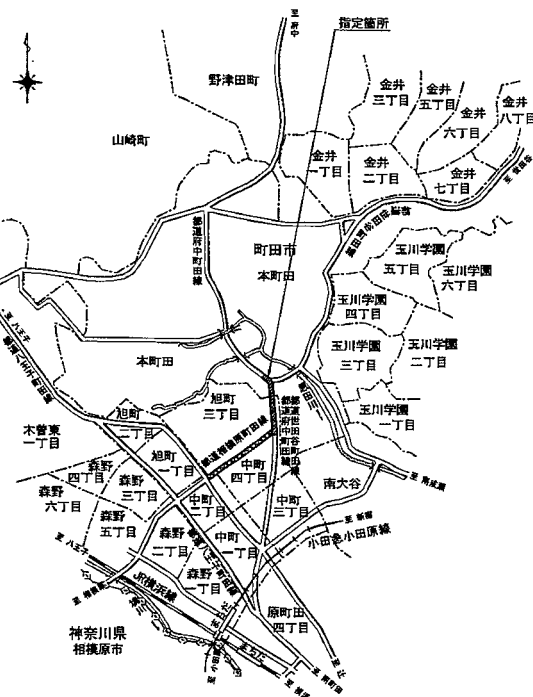
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道武蔵野狛江線

調布市若葉町二丁目～同市若葉町三丁目

-  指定区間
-  計画線
-  特別区道・市道
-  都道
-  一般国道

延長 二五二・七七メートル
(電線共同溝予定名称) 武蔵野狛江・十一号





別図
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

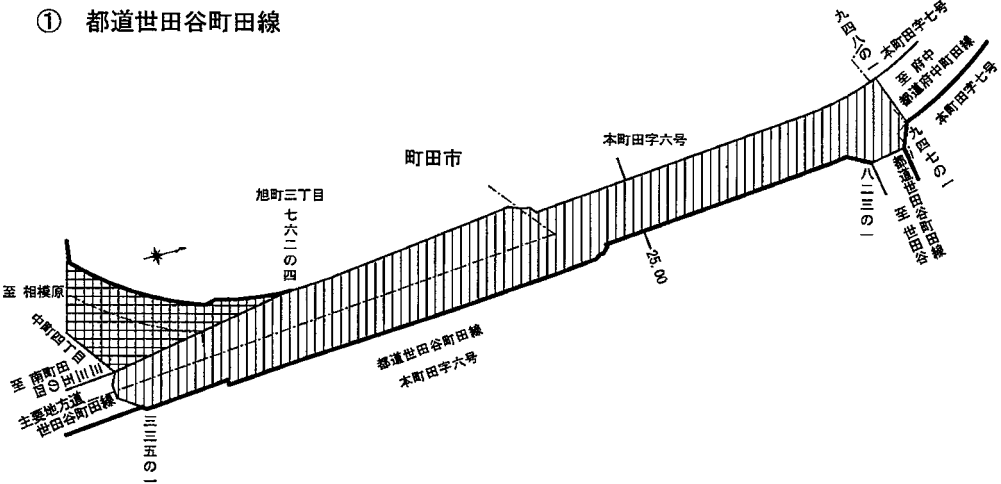
都道世田谷町田線
都道府中町田線
町田市本町田地内

① 都道世田谷町田線
延長 三七八・一〇メートル
(電線共同溝予定名称 世田谷町田・二号)

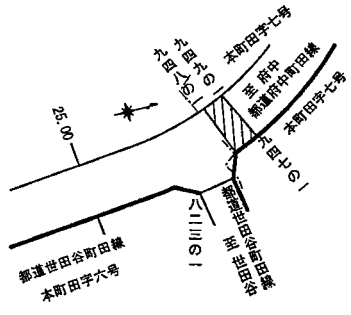
② 都道府中町田線
延長 一一・四〇メートル
(電線共同溝予定名称 府中町田・五号)

指定箇所
指定区間
市道
都道
既指定区間

① 都道世田谷町田線



② 都道府中町田線



●東京都告示第千四百三十号
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。
平成二十七年九月二十四日

一(一) 路線名 東京都知事 外 添 要 一
都道世田谷町田線
町田市本町田字七号九百四十八番一
地先から同市本町田字六号三百三十五番四地先まで
別図表示①のとおり

(二) 指定する区間

(三) 指定の概要

二(一) 路線名
都道府中町田線
町田市本町田字七号九百四十七番一
地先から同所九百四十八番一地先まで
別図表示②のとおり

(二) 指定する区間

(三) 指定の概要

告示(公)

●東京都公安委員会告示第315号

次の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条第4号の規定に該当するに至ったので、平成27年8月7日風俗営業の許可を取り消した。

おって、被処分者の所在が不明のため通達できないので、この告示をもって通達に代える。

平成27年9月24日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

- 1 被処分者の営業所の所在地及び名称並びに氏名
台東区千束四丁目13番4号 1階及び2階
「お食事処パピヨン」 松永 秀幸
- 2 処分事由
- 3 3月以上所在不明

その他

(1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都公安委員会（警視庁生活安全部保安課行政処分係経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

(2) この処分については、この処分があったことを知

た日の翌日から起算して6箇月以内に東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま

す。）。ただし、上記(1)の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

平成二十七年九月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

推奨番号	種類	名称	制作者等	推奨理由
四三二	映画	先生と迷い猫	「先生と迷い猫」製作委員会	青少年を健全に育成する上で有益であると認める。

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年八月三日
 - 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ミモザ
 - 三 代表者の氏名
山本 弓彦
 - 四 主たる事務所の所在地
東京都中野区若宮二丁目三十四番二号
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象に、主に障害者及びその家族等に対して、社会復帰施設の設置・運営事業ならびに相談支援事業を行うことで、その人権を守り、地域社会における自立と社会参加の助長を図り、地域の精神保健福祉の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）
- 一 申請のあった年月日

<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人足立福祉会</p> <p>三 代表者の氏名 高宮 仁</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都足立区中央本町四丁目一番一号 第一栄コーポ一〇一号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、日常的に介護を必要とする障害をもつ人及び高齢者が地域で自立した生活ができるようにサービスを提供する。またホームヘルパーの社会的地位を確立する事で、社会全体の福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本顎咬合学会</p> <p>三 代表者の氏名 渡辺 隆史</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区平河町一丁目八番二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、咬み合わせの科学を基本に歯科の幅広い分野で、学術研究、教育普及活動、国際活動、医療活動および予防活動を行い、その進歩と発展に貢献すると</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人すずらんの会</p> <p>三 代表者の氏名 高山 衛士</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都練馬区西大泉五丁目十七番一〇一〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、腎臓病に関する正しい知識の普及及び障害のある人・高齢者の介護介助及び自立と福祉の推進を図り、もって市民の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年七月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人非結核性抗酸菌症研究コンソーシアム</p> <p>三 代表者の氏名 倉島 篤行</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区信濃町三十五番地</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、未解決の臨床的課題が多い非結核性抗酸菌症に対する研究を多施設で協力し合って実施すると共に、最新の非結核性抗酸菌症に関する知見を医療従事者等への普及活動・広く社会への非結核性抗酸菌症に関する。</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年九月二十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人の設立の認証申請について</p> <p>三 代表者の氏名 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十七年九月二十四日 東京都知事 外 添 要 一</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人すずらんの会</p> <p>三 代表者の氏名 高山 衛士</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都練馬区西大泉五丁目十七番一〇一〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、腎臓病に関する正しい知識の普及及び障害のある人・高齢者の介護介助及び自立と福祉の推進を図り、もって市民の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人すずらんの会</p> <p>三 代表者の氏名 高山 衛士</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都練馬区西大泉五丁目十七番一〇一〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、腎臓病に関する正しい知識の普及及び障害のある人・高齢者の介護介助及び自立と福祉の推進を図り、もって市民の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人すずらんの会</p> <p>三 代表者の氏名 高山 衛士</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都練馬区西大泉五丁目十七番一〇一〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、腎臓病に関する正しい知識の普及及び障害のある人・高齢者の介護介助及び自立と福祉の推進を図り、もって市民の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人すずらんの会</p> <p>三 代表者の氏名 高山 衛士</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都練馬区西大泉五丁目十七番一〇一〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、腎臓病に関する正しい知識の普及及び障害のある人・高齢者の介護介助及び自立と福祉の推進を図り、もって市民の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>

る啓発活動を通して、日本及び世界の非結核性抗酸菌症診療の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人知識の杜

三 代表者の氏名

松島 秀夫

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区銀座五丁目五番九号 阿部ビル四階

五 定款に記載された目的

この法人は、様々な分野の知識を集約し社会へ広める為の活動を日本国内及び世界へ発信し先人から受け継いだ知識を未来へ継承していく為の活動を行ない、健全な知識を一般常識として普及し人類相互の理解を深め平和な社会造りに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ツナグバツクリ

三 代表者の氏名

鎌田 菜穂子

四 主たる事務所の所在地

東京都日野市西平山四丁目四番地の二十九

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、地域づくりに関する事業、地域交流に関する事業、地域環境の保全に関する事業等を行い、地域住民が円滑に交流できる豊かで安心・安全な地域づくりを図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人S U P O I K U 健好会

三 代表者の氏名

大西 健之

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市元八王子町三丁目二千七百五十番地六百八十三

五 定款に記載された目的

この法人は、スポーツを楽しむすべての老若男女に対して、フットサルを中心としたクラブチームの運営やフットサルスクール、健康体操スクールを開催することで地域スポーツの振興と会員相互の親睦を図り、スポーツを中心とした地域のネットワークの活性化と子どもに対する保護者のスポーツ教育スキルの向上によって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あんしん

三 代表者の氏名

飯田 一

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区南大塚三丁目十二番十三号 エクセル大塚一F

五 定款に記載された目的

本法人は、広く一般市民を対象とし、高齢者を中心とした方々を支援することによって、結婚・老後等の法律問題、家族問題、相続等高齢者を中心にかさねる問題の相談及び解決に協力することで、一般市民が持つ不安の解消とそれに伴う社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画都市再生特別地区に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年九月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都 市再生特別地区 (宇田川町15 地区)

追加する部分 渋谷区宇田川町及び神南一丁目各 地区)

<p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎二 十一階北側）及び渋谷区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二 項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東 京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告 する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京 都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>平成二十七年九月二十四日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域</p> <p>東京都市計画用 途地域</p> <p>第一種低層住 居専用地域 削除する部分 目黒区洗足一丁目地内</p> <p>第一種中高層 住居専用地域 追加する部分 北区赤羽西一丁目及び足立区弘道 二丁目各地内</p> <p>削除する部分 中野区中野四丁目、北区赤羽西四 丁目、足立区弘道二丁目、西綾瀬 三丁目及び西綾瀬四丁目各地内</p> <p>変更する部分</p>	<p>第一種住居地 追加する部分 北区赤羽西一丁目、赤羽西四丁目、 赤羽西五丁目及び赤羽台二丁目各 地内</p> <p>削除する部分 足立区弘道二丁目、西綾瀬三丁目 及び西綾瀬四丁目各地内</p> <p>目黒区原町一丁目、洗足一丁目及 び北区志茂一丁目各地内</p> <p>変更する部分</p> <p>北区志茂一丁目、足立区梅田五丁 目、梅田七丁目、梅田八丁目、千 住三丁目、千住四丁目、千住五丁 目、千住旭町、千住大川町、千住 寿町、千住龍田町、千住中居町、 千住元町、千住柳町、西新井栄町 一丁目、西新井栄町二丁目、西新 井栄町三丁目、西新井本町一丁目、 西新井本町四丁目及び西新井本町 五丁目各地内</p> <p>変更する部分</p> <p>足立区梅田七丁目及び西新井栄町 一丁目各地内</p> <p>追加する部分 目黒区原町一丁目、洗足一丁目、 中野区中野四丁目、北区志茂一丁 目、赤羽西四丁目、足立区青井三 丁目及び弘道二丁目各地内</p> <p>削除する部分 北区赤羽西一丁目、足立区弘道二 丁目及び西綾瀬四丁目各地内</p> <p>変更する部分 目黒区原町一丁目、洗足一丁目及 び北区赤羽西四丁目各地内</p>	<p>準工業地域 追加する部分 足立区弘道二丁目地内</p> <p>削除する部分 北区志茂一丁目、足立区青井三丁 目及び弘道二丁目各地内</p> <p>変更する部分</p> <p>北区志茂一丁目、足立区青井三丁 目、足立一丁目、足立二丁目、足 立三丁目、足立四丁目、梅田一丁 目、梅田二丁目、梅田三丁目、梅 田四丁目、梅田五丁目、梅田六丁 目、梅田七丁目、梅田八丁目、興 野一丁目、興野二丁目、弘道二丁 目、関原一丁目、関原二丁目、関 原三丁目、千住旭町、千住東一丁 目、千住東二丁目、千住大川町、 千住龍田町、千住元町、西新井栄 町一丁目、西新井栄町二丁目、西 新井本町一丁目、西新井本町四丁 目、西新井本町五丁目、本木一丁 目、本木二丁目、本木北町、本木 西町、本木東町、本木南町、柳原 一丁目及び柳原二丁目各地内</p>
<p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二 項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東</p>	<p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎二 十一階北側）並びに目黒区役所、中 野区役所、北区役所及び足立区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>	<p>追加する部分 北区志茂一丁目、足立区青井三丁 目及び弘道二丁目各地内</p>

京都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年九月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

晴海地区地区 変更する部分
中央区晴海三丁目及び晴海五丁目
各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び中央区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、京都市計画臨港地区に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年九月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画臨港地区

東京港臨港地区 削除する部分
中央区晴海五丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び中央区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、京都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年九月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

環状第二号線 変更する部分
新橋・虎ノ門地区地区計画

港区西新橋二丁目、虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目及び愛宕一丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部

都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、京都市計画河川に係る都市計画の案を次のように公告する。

平成二十七年九月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画河川

第五号石神井 追加する部分
練馬区高松二丁目、高松三丁目、貫井二丁目、貫井四丁目及び貫井五丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)、中野区役所及び練馬区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画河川に係る都市計画の案を次のように公告する。なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年九月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

川 東京都市計画河川

第六号神田川 追加する部分

練馬区貫井二丁目、貫井五丁目、向山一丁目、向山二丁目、向山四丁目、中村北一丁目、中村北二丁目、練馬三丁目、豊玉北三丁目、豊玉北四丁目、豊玉北五丁目、豊玉北六丁目、豊玉中二丁目、豊玉中三丁目、豊玉南二丁目、豊玉南三丁目、中野区丸山二丁目、野方五丁目、野方六丁目

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)、中野区役所及び練馬区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二

項において準用する同法第十七条第一項の規定により、八王子都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年九月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

八王子都市計画道路

三・三・二号 追加する部分

東京八王子線 八王子市長沼町及び北野町各地下

変更する部分

日野市西平山四丁目、八王子市長沼町、北野町、打越町、子安町二丁目、片倉町、小比企町、西片倉三丁目、みなみ野六丁目、みなみ野五丁目、大船町、寺田町、館町、狭間町、初沢町、高尾町及び南浅川町各地下

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)並びに八王子市役所及び日野市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

争議行為の予告について

自治労・公共サービス清掃労働組合執行委員長河津竜司

から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年九月十四日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年九月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件 組合活動の保障等に関する件

二 日時 平成二十七年九月二十五日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

中野運輸株式会社本社営業所 中野区丸山一丁目二番

四 種類

ストライキを含む一切の争議行為で、一部または全部を併用して実施する。(以上原文のまま掲載)

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
に印刷されています。